

農業技能実習事業協議会決定第3号

平成30年12月26日

農業関係の技能実習をより適正に実施するための取組の確認

農業関係技能実習においては、他業種と比較して失踪、不正行為が多い実態が生じている。このため、農業技能実習事業協議会（以下「事業協議会」）は、農業関係の技能実習をより適正に実施するため、次の取組を行う。

第1 優良事例の収集及び横展開

1. 本協議会の構成員である（公社）日本農業法人協会（以下「法人協会」、全国農業協同組合中央会（以下「全中」）及び（一社）全国農業会議所（以下「会議所」）は、自ら又は農協が行う監理事業や相談対応等を通じて得た農業関係技能実習における現場の優良な取組を収集し、事業協議会に情報共有を行うものとする。
2. 事業協議会の構成員のうち監理団体・実習実施者の関係者は、情報共有のあった優良事例について、傘下の会員等に情報を共有する。また、農林水産省経営局就農・女性課（以下「就農・女性課」）は、こうした優良な取組が広く現場で実践されるよう、ホームページに掲載する等により現場へ周知するとともに、海外発信を行う。

第2 農業関係技能実習に係る不正行為等の情報共有と対応

1. 本協議会の構成員のうち、法人協会、全中においては、自ら又は農協が監理事業を行う農業関係技能実習について、過去1年間の間に技能実習生の失踪・行方不明者が発生していないか確認し、発生していた場合は、その人数及び動機について可能な範囲で把握し、毎年4月末までに就農・女性課に情報提供を行う。
2. 法人協会、全中及び本協議会の構成員で技能実習の相談対応等を行う会議所は、失踪、不正行為、実習実施者又は技能実習生の不祥事を把握した際には、速やかに外国人技能実習機構や警察等への必要な手続等を行うとともに、就農・女性課に事案の発生日時、その内容、事案が発生した際の給与水準や就業状況等の情報を連絡する。